

平成 29 年度長久手市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時	平成 29 年 10 月 30 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分から正午まで
場所	長久手市役所 北庁舎 2 階 第 5 会議室
出席委員 (敬称略)	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 松本幸正 名古屋タクシー協会 副会長 石川優 全自交愛知地方連合会 執行委員 井上修 (代理出席) 長久手市身体障害者福祉協会 副会長 青山暁子 長久手市シニアクラブ連合会 岩作三・四シニアクラブ 副会長 澤口和訓 長久手市民生委員児童委員協議会 会長 加藤康彦 長久手市ボランティアセンター運営委員会 会長 水野美々子 特定非営利活動法人百千鳥 支援員 牧雅美 社会福祉法人むそう 支援員 鶴田菜々子 中部運輸局愛知運輸支局 小田春樹 (代理出席) 長久手市福祉部 部長 中西直起
欠席委員 (敬称略)	つばめ自動車株式会社 代表取締役社長 天野清美
事務局	福祉部 次長 中野智夫 福祉部福祉課 課長 浅井俊光 課長補佐 小田豊 福祉係 係長 山田菜美 主事 野村こはる
主な内容	1 長久手市福祉有償運送運営協議会の概要説明 2 議題 福祉有償運送の必要性について 3 報告 (1) 平成 28 年度及び平成 29 年度 4 月から 9 月までの利用実績について (2) 平成 29 年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催結果について
傍聴者	1 人

議事録

1 長久手市福祉有償運送運営協議会の概要説明

〈資料 1 (P1~P3) をもとに事務局から説明〉

委員：利用に際し、障がい者手帳の等級の制限はあるか。

事務局：手帳の等級の制限はない。

会 長：要支援、要介護に関する制限はどうか。

事務局：要介護度等の制限はない。

委 員：補足をさせていただくと、この制度の大前提として単独では公共交通機関の利用が困難な方が対象となる。例えばペースメーカー等で身体障害者手帳をお持ちの方でも、公共交通機関を利用することができる場合はこの制度の対象とならない。

委 員：体調に波があり、体調が悪い時には一人で行動できない方についてはどうなるのか。

委 員：その様な方がいた場合は、関係者等からの情報や市町村の意見を持ち寄り、福祉有償運送の対象となるかどうかを協議することとなる。この運営協議会がその協議の場となる。

会 長：質問をいただいた方についてはおそらく、「時々一人での移動が困難になる」という事例であると思う。その様な場合は、介護タクシーを利用していただければと思う。

これまでの内容をまとめると、福祉有償運送の対象の前提として、単独では公共交通機関の利用が困難であることが決められており、要支援要介護認定を受けている方や障がい者手帳の交付を受けている方などが該当する。利用する対象になるかどうかの判断に迷う場合は、この協議会で協議していくということによるか。

委 員：異議なし。

## 2 福祉有償運送の必要性について

〈資料1(P4~P7)をもとに事務局から説明〉

委 員：障がい者のタクシー料金助成について、チケットの交付人数は増えているが利用金額と利用枚数が減少している原因は何か。

事務局：明確な原因は分からないが、手帳を取得される方の中でも、精神障害者手帳を取得される方や高齢で身体障害者手帳を取得される方が全体的に増えてきている。基本は自力で移動することができるが、保険としてタクシーチケットを取得しており、実際の利用には至らない方がいることから、交付人数が増えたと推測する。また、利用金額と利用枚数の減少の理由については、例えば通院のための移動はタクシーチケットを使用すると料金が発生するがNバスを利用すれば無料で済むというように、タクシー以外の交通手段とうまく使い分けている人が増えてきたのではないかと推測する。

委 員：確かにNバスは無料乗車できる対象者が多い。タクシーだと基本料金、福祉有償運送だとタクシーの半額程度で移動することができる。割引対象者は、どの手段が良いのか考えていると思う。タクシーチケットの場合、住んでいる場所や行きたい場所によって割引上限金額を超えることを理由に外出をためらう方がいる。イベント等にお誘いし、このような理由で断られた際には送迎しているのだが、事故等何かあったときの責任が怖い。ボランティアで送迎をしてくださる方がいないかと考えていたところで福祉有償運送を知った。福祉有償運送の利用方法を学び、PRしていけたらと思う。

- 会長：PR について、福祉有償運送の利用対象者は一人での移動が困難な方に限ることを念頭において実施していただきたい。
- 委員：中部運輸局愛知運輸支局では、安いことを謳って福祉有償を案内してはいけないことを実施事業者等に伝えている。あくまで福祉タクシー等の補足的役割を果たすものであり、営利とならない範囲で実施することが要件となっている。
- 委員：それでは福祉有償運送の利用者が増えないのではないか。
- 委員：利用者が急に増えることは想定されにくい。タクシーを使える方はタクシーを利用していただくことになる。
- 委員：福祉有償運送の必要性はあると思うが、この制度を知らない方が多い。より多くの方に知っていただく方法はないか。また、もっと公に出すことはできないか。
- 事務局：現在までの経緯として、市内では2事業所が福祉有償運送を実施しているが、ドライバー不足や運営側の受け入れ体制が十分でないという現状があったことから、ドライバー認定講習会等を実施し、少しずつではあるが体制が整ってきている段階であると捉えている。今後は広く市民の方に知っていただき、本当に必要な方が利用できるように努めていく。本事業の内容等についてホームページへの掲載や介護事業所へ説明を行っているところであり、介護事業所に関しては本事業への参入についても案内している。
- 委員：ホームページは高齢者にとって閲覧するのが難しい。より分かりやすい方法で周知されることを希望する。
- 会長：その意見は2月の協議会でも出されていた。事務局は、広報への掲載や事業所・シニアクラブへ直接説明しに行く等、方法を考えて周知をお願いしたい。
- 委員：いつも思っていることなのだが、公共交通機関の利用者の立場だと、料金は安い方が良い。一方で事業を実施する立場としては赤字では続けられない。事業者は対価としてタクシーの上限運賃の半分程度を受け取るが、実際には人件費がかかり、事業所の車を使うことになる。タクシー会社の場合はタクシーチケットによって650円分の収入を得るが余分に儲かる訳ではない。このような状況で、限りある税金の中でどれだけ市民へサービスを提供することができるのかは非常に難しい問題である。また、現在は自家用車も多く使われており、移動の選択肢は多い。私たちは選択肢を増やすことが一つの目的であり、それぞれの選択肢には条件があることを伝え、対象者が自分の使えるものを選んでいただけるようになることが良い。また、公共交通機関を利用すると自家用車を使用する時よりも立ち時間が長かったり歩数が多くなったりと健康に良い。例えば行政の場合、会議出席者へ公共交通機関の利用を勧めることができると思うが、それを広める人がいかに増えていくかが重要である。口づてで広めることはホームページへ掲載するよりも効果があると感じる。
- 会長：確かに口づてで広めるというのは大変効果的である。公共交通を周知する側として、一つの手段であることを意識していくと良い。
- 委員：資料1の「7 タクシー料金助成等の状況」にある(2) 市営バス「N-バス」の無料乗車について、平成28年度は全体利用者の内78.82%が障がい者手帳所持者であったと読めるのだがどうか。

事務局：障がい者手帳所持者のみではない。無料乗車の対象となる方全てが含まれており、その中には、あつたかあどを交付されている65歳以上の方もいる。

会長：全体の78.82%が障がい者という訳ではなく、高齢者等も含まれているということでご認識いただければと思う。

会長：他に質問や意見はあるか。

委員：特になし。

会長：高齢者や障がい者は増加しており、タクシーやN-バス等の手段では補えないニーズに応えるために、今後も福祉有償運送が必要であるということで事業を継続することとしてよろしいか。

委員：異議なし。

会長：必要性が認められたということで、今後も運行をお願いする。

## 5 報告

### (1) 平成28年度及び平成29年度4月から9月までの利用実績について

<資料2、資料3をもとに事務局から現在の登録内容及び実績について報告>

委員：百千鳥とむそうでは対価の違いが大きいが、何か理由があるのか。

事務局：むそうは移動支援事業の枠組みの中で福祉有償運送を実施している。むそうの福祉サービス利用契約者が外出する時に福祉有償運送の車両を使い、福祉サービスの利用料金と福祉有償運送の対価を受け取るという形になる。

委員：二重で請求できるということか。

会長：二重での請求はできない。しかし、介護給付と組み合わせて実施するというのの一つの手段である。

事務局：前後に介護給付があり、そのサービスと併用することで本事業が成り立っているのが現状である。

委員：今までの話だと、もともと事業所で福祉サービスを利用している人が福祉有償運送を利用していると捉えられるがどうか。

委員：そのとおりである。

委員：百千鳥では、介護給付と一緒になくても福祉有償運送を使うことができる。2事業所で料金設定が違うのは、この実施方法が違うからである。

会長：平成29年度については半年間の実績であるが、事故の発生や苦情の有無を確認したい。特に苦情については意思を汲み取りにくい利用者が想定されると思うが、そのような場合はどうしているか。

委員：事故の発生、苦情なし。自分から意思を発信できない方への対策は、その様な利用者が現在いないため講じていない。

委員：事故の発生、苦情なし。自分から意思を発信できない方については、言葉を発することができなくても表情や動作から読み取れる範囲で配慮しており、できる限り快適に利用していただけるよう心がけている。

会長：むそうは利用者に重度の障がい者がいると聞いている。意思を全く表明できない方については難しいと思うが、発話が難しい方には他の方法で意見を聞ける手段があると良い。また、ご家族にご意見を伺うこともできると思う。

事故や苦情があった場合には、事業所から市役所へ報告する体制にはなっているか。

委員：なっている。

事務局：月報等で報告をもらうようにしている。

会長：利用者等から直接市役所へ意見を伝えられる仕組みはあるか。

事務局：何かご意見がある場合に、指定の様式で市へ提出する等の仕組みはない。

会長：現段階ですぐに必要となる訳ではないが、仕組みとしては整えておくべきである。

ボランティアドライバーについて、長久手市ではドライバー不足が課題であり認定講習会を実施しているが、報告内容を見ると、2事業所とも今年度はボランティアドライバーによる実績は0件である。このことについて、やはり難しいものなのか。

委員：ボランティアドライバーの場合、百千鳥の車を提供して、ボランティアの方一人で運送を行っていただいている。対価についてもボランティアの方に全額支払っている。1回の有償運送で時間は大体2時間程度かかる。その時間には待ち時間も含まれており、2km圏内であると300円の対価となる。また、法人としては車を貸し出すため、他の事業の送迎や活動の合間で運送を行う必要があり、他事業が忙しくなればなるほど、福祉有償運送を実施しにくくなることが想定される。

会長：なかなか難しい状況である。事務局として、今後の対策等はあるか。

事務局：ドライバー不足については、障がい事業所だけでは改善しにくい部分であるため、介護事業所への事業説明と意向調査を行っている。また、今回ドライバー認定講習にご参加いただいた方の中には、広報の募集を見て興味を持ってくださった方もいたため、興味関心のある方の発掘をしていきたい。福祉事業所だけでなく、一般の方へも本事業や認定講習会の周知を行い、事業所への登録へ繋げていけるよう検討していく。

会長：長久手市では、ボランティアを活用する事業は他にもあるか。

事務局：社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されており、多くのボランティア団体が登録されている。また、市の事業として福祉施策課でスマイルポイントを実施しており、ボランティア参加へのきっかけづくりをしているところである。

委員：ボランティアの登録団体や参加者は万博以降増加している。また、参加者の意識として、自らやってみたいという気持ちで来られる方が増えてきているように感じる。

会長：そのボランティアは無償のものなのか。

委員：交通費等が必要になる場合もあるが、基本的には無償である。

会長：ボランティアの土台ができてきているのだろう。そのような方々が本事業に関してもドライバーとして協力してもらえそうか。

委員：年齢的に高齢の方が多いため、難しいかもしれない。市内各大学でボランティアをされている学生は多くいると思うが、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録される若い人は少ない。一般的に、ボランティア活動ができるのは子育てが終わってからだと思われる。

- 委員：福祉有償運送では、目的地に到着した後はドライバーはどうしているのか。
- 委員：待機する場合もあれば、付き添いを行うこともある。目的地での支援は、介護給付対象者であれば介護給付費を請求することができるが、ボランティアドライバーに運送をお願いしている方は介護給付を受けていない方であるため、対価は福祉有償運送分のみとなる。
- 委員：対価を時間制にしてはどうか。
- 委員：それは運送以外の部分で対価を得ることになってしまう。福祉有償運送の対象者で、移動先でも支援が必要な方については介護給付の案内をしている。介護給付と併給されている利用者にとっては、普段関わっている職員と外出できるため安心して利用していただける。
- 会長：移動部分のみ介助が必要な方はボランティアドライバーによる福祉有償運送を利用し、移動先でも介助が必要な方は事業所職員による運送と移動先での介護給付を利用されている。また、ボランティアドライバーの方も荷物の持ち運び等の手助けをしてくださるように、利用者の必要に応じて、できる範囲での支援をされているのが現状である。
- 委員：運送以外の部分について、他市町では別料金を定めているところもある。運送に関することではないため、この協議会で審議する必要はないが、周知をしなければならぬため、事業所から説明を行い、委員の方に理解をしてもらう形で決定されていた。運送以外の部分を時間制で料金を徴収する事業所は割と多くあり、記録表等に記録しておくことが大切である。
- 会長：長久手市も百千鳥が運送以外の時間の介助料を取っていたのではないか。
- 事業所：介助料について、開始当初は500円/30分を徴収していたが、ボランティアドライバーの皆さんと話し合った結果、「実際に運送をしていると報償は必要ないと感じる。」との意見が多く、徴収しないこととなった。百千鳥の実態として、今年の実績ではボランティアドライバーによる運送の実績は0件である。その背景として、昨年までボランティアドライバーが運送していた方が入院されたり高齢で亡くなられたことがある。また、法人の事業が充実することで車の貸出しできる時間が限られている。限られた時間の中で運送を引き受けられるボランティアドライバーがいないことから縁遠くなり、実績がないのが現状である。現状から課題と思うことは2点あり、1点目はボランティアに興味のある方へのPRがまだ不十分であること。2点目は、民生委員や近所の方から福祉有償運送の依頼があっても、上記の理由で断っており、継続して支援することができない状況であることである。したがって、福祉有償運送用に車を用意していただき、ボランティアが使えるようにしてもらえると現状を改善できるのではないかと感じる。
- 会長：課題の整理をすると、ボランティアをやりたい方は多くいるが、福祉有償運送のドライバーに繋がられていないこと、また、福祉有償運送を利用したい方はいるが、事業所の人材や車両不足で提供できていないことの2点である。このことについて、事務局はどう考えるか。
- 事務局：この2点については本市で事業が開始された頃から課題となっており、事業所の声とボランティアをしたい人の声とのマッチングを行うことで改善できるのでは

ないかと思う。各事業所への聞き取り等からマッチングの方法を考えていきたい。

委員：社会福祉協議会のボランティアセンターに、買物支援や高齢者支援を希望されている方がいた場合に本事業を紹介し、事務局や事業所へ繋ぐことができると思う。

会長：直接事業所へ問い合わせるのか、市役所へ問い合わせるのか、どちらが良いか。

事務局：まずはボランティアセンターから事務局へ連絡をもらい、事業の説明やボランティアドライバーの案内をして事業所へ繋ぐという連携を取りたい。

会長：まとめとして、1つめの課題であるボランティアドライバーの不足については、ボランティアセンターと事務局、そして事業所の情報連携を行うこととする。2つ目の課題である車両不足については簡単には対応できないと思うが、市として車両を増やすことができるか今後ともご検討いただきたい。

## (2) 平成 28 年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催結果について

<資料 3 をもとに事務局から開催結果について報告>

会長：参加者の定員は定められているのか。参加者が増えた場合は対応できるのか。

事務局：今年度は 12 名を定員としている。市の要綱で受講者 4 名につき 1 名の講師を付けることを定めている。したがって、講師の都合にもよるが、事前の打合せ時点で相談することで定員を増やすことは可能である。

委員：講習が 1,500 円で受講できるのは破格であり、良い取り組みである。名古屋市で受講すると 2 万円近くかかる。

事務局：この受講料はテキスト代として徴収しており、実際には市が 2 万円程度を負担している。

委員：介護職員の初任者研修を受講される方と、ドライバー認定講習を受講される方は福祉の支援への関心が高いことが共通していると考えられるため 2 つの研修を同時に実施してみると受講者の増加に繋がるのではないか。初任者研修が終わる頃にドライバー講習を実施してみてはどうか。

事務局：市と事業所で共催する研修であることから、初任者研修の受講者へもドライバー認定講習会の案内ができるようにしていきたい。

会長：上記のような工夫をして、参加者を増やしていけるよう努めていただきたい。

事務局：平成 30 年 5 月に特定非営利活動法人百千鳥の福祉有償運送の有効期間が切れるため更新を行う必要がある。したがって、次回の運営協議会を平成 30 年 2 月から 3 月に開催する。

閉会